



きかんし
☆

ばくだい

北海道大学教職員組合機関紙

電話 011-746-0967(FAX 共通)／内線 2083-3994

URL: <http://ha4.seikyou.ne.jp/home/kumiai/>

ガバナンス問題特集

大学自治が危ない！

総長のガバナンス

強化は誰のためか？

2014年に学校教育法と国立大学法人法が改悪されたことをうけ、文科省は「2015/4の施行前に、学長の意志決定を教授会決定に優先することを明確にすること」を各大学に強力に指導している。これは、従来の学内構成員の意見を反映した大学運営、すなわち大学自治に変更をせまる危険なものである。

執行委員会はこうした考え方から、拙速な学内規則の変更をしないよう全評議員に向けて10月と1月に訴えを送付し、12月には学習会を開き、この問題に警鐘をならした。また、本部事務局には、学内規則の変更予定に関する説明会を12月に行わせ、そこで問題点を指摘した。11月から1月にかけて、総長名で学内規則の見直しが提案され、各部局教授会で審議された。法、教育、文など9部局から、「教授会の意見を十分考慮すべきである」、「総長が意志決定にあたって各部局教授会の意向を聞く項目に、教員の勤務評定や教育課程編成を追加すべきである」等の意見がだされ、教育課程編成など一部の意見は、原案に取り入れられた。各部局の意見によって提案が変更されるのは北大の最近の運営では異例なことであり、この問題に対する慎重な対応を求める学内意見の強さの反映と言える。また、就業規則についても、「教員の勤務評価、教員の意に反した配置換は教育研究評議会の審査を経て総長が命ずる」とすることなどが変更された。

北大当局からは、従来の規則を踏襲ものであると説明されたが、教員の意に反する配置換が就業規則に明記されたことなどについて、過半数代表は恣意的な運用をしないようにという意見書を提出した。こうした、動きと関連して気になることは、昨年8月、『国立大学法人評価委員会』が「国立大の組織見直しの視点」で教員養成系、人文社会科学系の廃止をあげていることである。

こうしたことが北大で行なわれれば、北大の総合大学としての機能がゆがめられる。

私たちは、今後、総長による恣意的な運営が行われないよう監視していく必要がある。

(委員長 羽部朝男)



国際的・先駆的理念を守り、

発展させるとりくみを！

2015年1月31日、集団的自衛権の行使に反対する有志アピールの会の講演会「集団的自衛権行使に関する閣議決定について考える—日本国憲法の国際性とモデル性の視点から—」が行われました。講師の岡田信弘さん（北大法学研究科教授）は、国連憲章（51条）の集団的自衛権は、単独で国家を自衛することが困難な中南米諸国求めによりつくられた比較的新しい概念であることを紹介しました。すなわち、日本政府が考えているような超大国との同盟に適用すべきものではありません。また、従来の政府見解を精査した上で、なお、自衛隊輸送機のイラク派遣を違憲と判断した08年の名古屋高裁判決、多くの憲法学者・元内閣法制局らが憲法9条と閣議決定が両立しない

と見なしていることなどを挙げ、これまでの見解や憲法との矛盾を強行突破しようとしている政府の姿勢を批判しました。安倍首相の唱える「積極的平和主義」は、「平和主義」とはいうものの、今日の国際的合意になりつつある平和の考え方とは異なるものです。国連平和に対する人民の権利に関する人権理事会諮問委員会の報告書「平和に対する権利の宣言草案」（12年）が示した「平和的生存権」の考え方を全面的に採用した日本国憲法（前文：われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する）の理念を発展させるとりくみが求められています。

（教育学部班 光本 滋）



学長権限を強化した大学の典型か！



学校教育法と国立大学法人法の改悪に伴い、今、各国立大学で大学の自治を揺るがす事態が進行している。去る2015年1月24日に「今、求められる大学の自治」と題して集会が札幌市内で開かれ、会場いっぱいの約90名が駆けつけました。とりわけ問題となっていることに学長権限の強化の問題が、法律改正よりも先んじて行われている北海道教育大学の実態がこのほど報告されました。

その中で現役教員の方から現場の生の報告があり、一つは昨年10月に学長選の意向投票制度が密室議論によって廃止され、その後、教職員大学院長の職にある教授が、新聞に投稿した記事内容に学長がクレームをつけて辞任させられる事態がおきたこと、二つ目には函館校でわずか1年余りの短い期間に学内議論もないまま、学長指導による拙速な改組に踏み切り、今、「小学校教員課程」存続運動がおきていること、三つ目には先の学長選で多数の票を獲得しながら落選させられた当該教授の名譽教授推薦が、学長により推薦拒否される事態が起きたということでした。いま、北海道教育大学で起きている事態は、まさに大学の自治破壊の行為といえます。

北大においても学長権限強化の動きに機敏に対応する必要があります。



この3月で北大を退職あるいは転出される方から

組合へメッセージ！



私は、自分が研究してきたフランスの臨床教育思想の大立者アンリ・ワロン（精神医学者）が、第二次世界大戦後には、世界教員組合連盟委員長に就任したことを想起します。2015年4月以後、『学校教育法』改悪のもとで、ひとことで申して「大学の自治を守る」という態度を全構成員がしっかり持つ、そのことが決定的に大事だと思います。やはり、大学人が責任をもって守っていかなければいけないということです。大学はただに自分が職を得た場所というのではなく、究極、国民の財産を守っていく場なのだという意識の形成が常に求められると思います。もうすでに、財界人・企業経営陣がどうどうと大学経営に関わってきてているなかで、どちらが国民の財産を守るのかという、大学教職員がそういう気概をもつことです。

がんばれ、組合。

（教育学部班 間宮 正幸）

私が北大に着任したのは1989年なので、27年ほどの間、組合員だったことになります。この間、何も組合には貢献できませんでしたが、着任から2、3年後くらいに一度、執行委員（副委員長）をしたことがあります。丹保総長の時代で、団交も何度かやり、私も多少は発言した記憶があります。時代によって課題は様々ですが、組合にいたから分かる大学の矛盾、働く教職員の職場の問題がたくさんありました。とくに教員の場合、自分の周りが見えていないことが多いのです。上からの（管理職的）目線ではなく、働く人間に寄り添った活動が求められています。法人化後、そして文部科学行政の変化のために、大学がますます息苦しくなっている気がします。組合が力強い役割を果たしていくなければ、もっと悪くなるかもしれません。今後とも、組合がその大義を果たされますよう、心より期待しております。

（法学部班 白取 祐司）

嘱託職員部会開く！

去る1月30日、組合書記局にて「嘱託職員部会」を開催しました。

昨年、団体交渉を中心とした運動と取り組みで、「道内他大学並のボーナス支給」と「病気休暇の有給化」の要求を実現しました。これまでの部会での取り組みの結果を受け、手当が支給されたことに伴う年間収入の変動についてや、病気休暇の有給化に伴う病休の取得状況はどうかなどを出し合いました。手当支給では、せっかく期末特別調整手当支給により手取額が増額されても年金などが減額された（全体としては収入増）ことへの怒りがある一方、病休については有給化されても病気した場合は年次休暇の取得で対応している現状がだされました。昨年の団体交渉ですべて要求が実現したわけではなく、要求がまだまだ存在していることも確認されました。北大の嘱託職員の勤務形態及び待遇についてまだまだ問題が多いことから引き続き議論をすすめることとして部会を終了しました。



＜非正規雇用職員問題＞

(北大病院非正規雇用職員アンケート結果より)

どうして私たちは ずっと働けないの？

雇用期限撤廃賛成

79.1%

昨年10月に行なった「北大病院非正規雇用職員の要求アンケート」では、9項目の要求について選択理由を記述してもらいました。

項目は、①雇用期限撤廃 ②正職員化 ③休憩室 ④有給休暇 ⑤短時間職員に寒冷地手当・ボーナス支給 ⑥短時間職員の給与を月給制に ⑦短時間雇用職員の退職時に慰労金を ⑧手術室、放射線部に勤務する看護職員に調整手当を ⑨時間外労働について（事務職員以外）です。

その中から今回は、雇用期限撤廃について報告します。

雇用期限撤廃についての有効回答は311名。

賛成246名(79.1%)、反対3名(1%)、どちらとも云えない62名(19.9%)で、回答理由の記述は116名(37.3%)で、その殆どが期限撤廃を求めるものでした。

回答記述の一部を紹介します

母子家庭のため家計を支えていかなければなりません。是非期限撤廃して欲しいです。

正職と同じように仕事を覚えて動いているため期限をなくして長く勤めたい。

新職員への引継ぎとそれに付随するトラブルの回数を減らせます。長く勤務している者は時々しか発生しない出来事にも対応出来ます。

年齢とともに再就職が困難になります、今の仕事にやりがいを感じています、期限なく働かせて頂きたい。

女性が働く社会という、国の政策からかけ離れていると思います。

5年以内に正規職員にあげるべきと考えます。

仕事に慣れた人が期限のために辞めて、新しい人をまた研修するメリットはないと思います。

現在の職務を継続したいと願っても期限で終了してしまうのは残念。生活上も困ります。

経験を積んだ職員が長く勤めることは職場には必要。

生活のために働いているので職が失われると困ります。

雇用期限があることで安心して働けません。常に求人を気にして過ごしています。

雇用期限が過ぎても働ける体力・能力があるのに残念です。



《組合関連スケジュール》

- 2/28 全大教 北海道・東北合同地区別単組代表者会議 北大にて
3/5 北大職組 退職記念のつどい
18:00 ファカルティハウス「エンレイソウ」
4/24 専修短大8教員解雇事件判決 13:10 札幌地裁



福寿草